

土尻川砂防事務所管内の砂防事業の沿革

(明治 元年	明治政府の治水事業が始まり、オランダからデレーケ他の河川技術者を招聘)
(明治 5年	デレーケらが、河川改修には先ずその水源の治山が必要と説き大河川の砂防事業に着手)	
明治14年 7月	長野市篠ノ井(旧更級郡共和村岡田)地籍の岡田川水系で内務省直轄砂防工事着手	
明治17年 7月	長野市篠ノ井(旧更級郡信里村山布施)地籍の山布施沢水系で内務省直轄砂防工事着手	
明治19年 4月	上水内郡小川村稲丘地籍の薬師沢水系で内務省直轄砂防工事着手	
明治19年 9月	長野市七二会(旧上水内郡七二会村)地籍の泥沢水系で内務省直轄砂防工事着手	
明治30年	「砂防法」制定	
明治31年	長野市篠ノ井(旧更級郡共和村)茶白山で補助事業として地すべり防止工事着手	
昭和14年 3月	河川課から独立して砂防課を設置	
昭和17年 4月	長野市七二会笹平(旧上水内郡七二会村)地籍に土尻川砂防事務所開所 管轄区域は上水内郡小田切村、七二会村、栄村、日里村、南小川村、北小川村、津和村、 水内村の8ヶ村と更級郡信里村、更府村、日原村、信級村の4ヶ村を併せた12ヶ村	
昭和28年11月	長野市七二会瀬脇地籍の現在地に事務所移転	
昭和33年 3月	「地すべり等防止法」制定	
昭和44年 4月	篠ノ井市の長野市合併に伴い篠ノ井地区の砂防関係業務が当所へ移管	
昭和44年 6月	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」制定	
昭和48年 4月	水系一貫整備の方針から犀川砂防事務所から北安曇郡美麻村が当所へ移管 管轄区域は長野市(篠ノ井、小田切、七二会、信更町)、上水内郡信州新町、小川村、 中条村、更級郡大岡村、北安曇郡美麻村の1市1町4ヶ村の現在と同じ区域	
平成7年 7月	梅雨前線豪雨により県北部一帯に激甚災害	
平成13年 4月	「土砂災害防止法」施行	
平成17年 1月	大岡村が長野市に合併	
平成18年 1月	美麻村が大町市に合併	
平成22年 1月	信州新町、中条村が長野市に合併 管轄区域は長野市(篠ノ井、小田切、七二会、信更町、大岡、信州新町、中条)、 上水内郡小川村、大町市(美麻)の2市1村	
平成26年11月	白馬村を震源とする神城断層地震が発生	

長野県の千曲川、犀川流域は地形が険しく、地質的には新第三紀層の砂岩、泥岩などが広く分布し、土砂崩壊や地すべりが発生しやすい地域であることから、治山・治水のための砂防事業、地すべり対策事業が明治の初期から国家の重要施策として進められてきました。